

湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり

広域避難の連携に関する基本協定書

滋賀県ならびに長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町（以下「湖北２市６町」という。）は、洪水等の大規模水害が発生した場合および発生する恐れがある場合において、滋賀県および湖北２市６町が連携、協力して、湖北地域に居住する住民の安全な避難を図るための基本協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条 この協定は、湖北地域内の洪水時において、被害を最小限に食い止めるため、相互に地域住民の安全な避難に寄与することを目的とする。

（情報収集および伝達）

第２条 湖北２市６町は、洪水時における住民避難に関し、避難勧告等の発令情報を速やかに相互に伝達し、併せて滋賀県に報告するものとする。

（避難所の相互援助）

第３条 避難所の相互援助については、湖北２市６町が定めている地域防災計画の範囲内において、可能な限り相互に利用できるよう援助活動を行うものとする。

２ 原則として水害時に限り湖北２市６町の避難所として使用承諾されている滋賀県立長浜ドームを利用する市町については、滋賀県が湖北２市６町の被災状況、避難所受け入れ状況を勘案して決定するものとする。

（応援要請の手続き）

第４条 他の市町から避難者の収容に係る応援を受けようとする市町は、滋賀県に対し収容を要する人数および期間を連絡する。

２ 滋賀県は他の市町と収容人数および収容施設について調整のうえ、他の市町に応援すべきことを指示するものとする。

（協議）

第５条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、滋賀県および湖北２市６町は湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会やその他必要に応じて関係部署による協議を行うものとする。

(その他)

第6条 この協定は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定による他の市町村長に対する応援の要求その他、市町村間の相互応援に関する他の協定に基づく応援の要求を妨げない。

2 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、滋賀県および湖北2市6町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、滋賀県知事ならびに湖北2市6町の市長および町長が記名押印のうえ、それぞれ1通を所有する。

平成20年 月 日

滋賀県知事

長浜市長

米原市長

虎姫町長

湖北町長

高月町長

木之本町長

余呉町長

西浅井町長